

令和 5 年度

道路除雪実施計画書

彦根市

目 次

令和 5 年度 道路除雪実施計画

| | |
|-------------------|----|
| 1. 目 的 | 1 |
| 2. 雪害対策期間 | 1 |
| 3. 組織の構成 | 1 |
| 4. 除雪作業 | 1 |
| 5. 対象路線 | 3 |
| 6. 除雪機械の取扱整備 | 6 |
| 7. 除雪車配車計画 | 6 |
| 8. 除雪班編成表および連絡網 | 7 |
| 別表1 除雪待機および出動班日割表 | 8 |
| 9. 除雪班の召集および勤務時間等 | 12 |
| 10. 出動職員の待遇 | 12 |
| 11. 標 識 | 12 |
| 12. P R 活 動 | 12 |
| 13. 年度別降雪調書 | 13 |
| 14. 業者・直営路線 | 14 |
| 15. 当直者マニュアル | 16 |
| 16. 除雪・融雪作業マニュアル | 17 |
| 17. 警報・注意報発表基準 | 18 |

参考資料

除雪作業日誌

注意報出務報告書

令和 5 年度 道路除雪実施計画

1. 目的

彦根市地域防災計画に基づき、令和 5 年度の除雪計画を策定し、降雪時の除雪および路面凍結の防止を適切に行い、道路交通の確保と予想しえない降雪に伴う被害の軽減を図る。

2. 雪害対策期間

令和 5 年 12 月 1 日（金）から 令和 6 年 3 月 20 日（水）までの 111 日間とする。ただし、気象状況等により変更することがある。

3. 組織の構成

（ 1 ） 通常時は、建設部道路河川課内に除雪対策本部を設け、建設部および都市政策部の職員で構成することとし、その構成は下記のとおりとする。

除雪対策本部長（指揮官）： 建設部長
除雪対策副本部長（副指揮官）： 建設部次長
除雪対策本部員： 都市政策部長・次長・副参事
建設部副参事
除雪対策実施班長： 係長級以上

- 除雪対策本部長（以下「指揮官」という。）は、除雪対策副本部長（以下「副指揮官」という。）を指揮する。
- 副指揮官は、指揮官を補佐し、情報収集および連絡調整を行う。
- 除雪班長は、除雪対策本部と緊密な連絡をとり、迅速かつ有効適切な除雪作業を行う。

（ 2 ） 「彦根市地域防災計画に基づく災害対策本部」が設置された場合、除雪対策本部は、その指揮下に入るものとする。
なお、「大雪対策連絡本部」が設置された場合、除雪対策本部は、「大雪対策連絡本部」と緊密に連絡調整を行うものとする。

4. 除雪作業

（ 1 ） 定義

当計画の除雪作業とは、新雪除雪、路面整正、圧雪処理、拡幅除雪、運搬排雪、凍結防止剤散布の各作業をいう。

（ 2 ） 除雪形態

除雪形態は、市有機械を市職員が使用して行う「直営作業」、民間業者より機械を借り上げてその民間業者が行う「借上除雪」に区分して行う。

（ 3 ） 除雪区分

除雪作業は、路線の交通量と交通確保の目的、路線の性格等の条件を勘案して、次の区分により実施する。

除雪区分一覧表

| 区分 | 除雪目標 |
|-------|---|
| 第 1 種 | 2車線(6.0m)以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を完全に確保する。 |
| 第 2 種 | 2車線(5.5~6.0m)幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設けることになってもやむを得ない。 |
| 第 3 種 | 1車線(3.5~4.0m)幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 |

(4) 除雪区分

除雪体制は次のとおりとする。

除雪体制一覧表

| 区 分 | | 降積雪の状況 | 作業内容 |
|-------------|--------------|---|---|
| 通 常 時 | 準備態勢 | 彦根地方気象台の風雪・大雪・低温注意報発令時から準備体制に入る。 | 除雪・融雪準備 |
| | 配備体制 | 出動可否支援情報により除雪・融雪体制(8. 除雪班編成および連絡網)を確立する。 早朝の路面凍結防止のため、気象状況等に応じ凍結防止剤の散布を実施する。 | 融雪車による融雪 (除雪車による除雪) |
| 豪 雪 時 | 警戒体制 緊急体制 | 道路交通の障害により通行麻痺となり、緊急事態に陥ると、判断される場合 | 情報連絡の強化(湖東土木事務所との連絡調整含む)機械やオペレーターの借上、および応援の手配、除雪作業の強化 |

(5) 準 備

次の各事項により何時でも除雪体制に入るよう準備を整える。

- ア. 組織化
指揮官は、除雪作業が円滑にできるよう対策本部内の組織化を図る。
- イ. 除雪路線の整備
積雪時における道路状況確認困難が原因となる事故を防止するため事前に、危険箇所等の補修、および構造物掲示板、凍結注意看板等の設置を行う。
- ウ. 除雪機械の点検整備
降雪期に先立ち、除雪機械の車体・機関・付属品等の点検整備・試運転を行う。
- エ. 職員の啓蒙
指揮官は、関係職員に除雪に必要な事項を周知させる。特にオペレーター(借上オペレーターを含む)については、必要な法規、機械操作、作業手順の講習等により、技能向上に必要な措置を講じる。
- オ. 関係機関との調整
除雪作業を迅速かつ能率的に行えるよう、あらかじめ、関係機関と十分な協議調整を行う。(特に地域振興局とは連絡を取り合うこと)
- カ. 住民へのPR
「12. PR活動」による。

(6) 除雪作業の実施

除雪作業は、下記により実施する。

除雪作業一覧表

| 種 別 | 出 動 基 準 | 実 施 内 容 | 使用機械 |
|------|---|--|------------------------|
| 新雪除雪 | 新降雪深がおおむね次の値を超え、気象情報等から、更に除雪が予想されるとき。 除雪路線: 10cm | 交通量の多い幹線路線は圧雪にならないよう降雪後、できるだけ早い時期に除雪車で行う。 その他生活道路については朝の通勤時間帯までに作業を概成させることを目標とする。 | 除雪トラック 除雪グレーダー 等 |

| 種別 | 出動基準 | 実施内容 | 使用機械 |
|---------|---|---|--|
| 路面整正 | 1. 路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態となる恐れがあるとき。 2. 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。 | わだちや圧雪を日中の気温の上昇時に除去し、安全かつ円滑な走行に必要な路面の平坦性を確保する。 | 除雪トラック 除雪グレーダー 除雪ドーザー 等 |
| 圧雪処理 | 1. 路面圧雪厚さが10cmを越えるとき。 2. 気温の変化や通行車による攪乱等のため、極端な不陸が生じ、交通障害の原因となる恐れがあるとき。 | | |
| 拡幅除雪 | 連続した除雪作業により路側の雪(雪堤)が大きく迫り出し、必要幅員の確保が困難となり交通に支障となる恐れのあるとき。 | 路肩に堆積した雪堤(雪崩を含む)を排除し、必要幅員を確保する。 | 除雪グレーダー 除雪ドーザー ロータリー除雪車 ダンプトラック 等 |
| 運搬排雪 | 拡幅除雪が特に難しい下記のような場所で、必要幅員の確保が困難となり、交通に支障となる恐れがあるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地等人家連担部 ・ 法面 ・ 隅切り部 ・ 橋梁 ・ 交差点 ・ トンネル出入口付近 等 | 路肩に堆積した雪をダンプトラックに積み込み、できるだけ近距離の捨て場に投棄し、交通可能な幅員を確保する。 | トラクターショベル スノーローダー ロータリー除雪車 ダンプトラック 等 |
| 凍結防止散布材 | 気温が低下し、路面凍結の恐れがあるとき。また、すでに凍結が発生しているとき。 | 低温により路面凍結が予想されるとき、除雪の有無にかかわらず地形または道路構造上から路面凍結が起こりやすいと考えられる区間を中心に、凍結防止剤を散布し、交通の安全の確保を図る。 | 凍結防止材散布 等 |

5. 対象路線

除雪事業は冬期交通障害を除去することにより、地域格差をなくし、民生安定並びに産業経済の活動を図る事業である。従って除雪路線の選定はあくまでも地域住民に密接したものでなければならない。

本市の雪寒地域の除雪延長と雪寒地域外の除雪延長については、湖東土木事務所及び関係者との協議を得て路線ごとに検討を加え決定した。

詳細については次項のとおり。

6. 除雪機械の取扱整備

除雪機械は夏期の間長期間運転していない場合が多く、又機械は酷寒地域で使用することになるので入念な点検整備が必要であり事故防止について万全を期さなければならない。

(1) 除雪機械の計画整備

- (イ) 除雪を完了した機械は全車について点検を5月迄に実施することとし点検の結果修繕を必要とするものは、道路河川課において修繕を行う。
- (ロ) 夏場長期保存する機械は最小の整備で従来通り性能が発揮出来るよう水洗清掃して格納するが、一ヶ月に1度のならし運転は行うようにすること。
- (ハ) 車検整備は10月末日迄に完了するよう事前に準備を進めておくこと。
- (ニ) 除雪実施中の毎月点検を実施すること。
- (ホ) 除雪作業中に修繕が必要な場合、各班長は道路河川課に報告すること。
- (ヘ) 除雪機械の使用後はその都度、塩害を予防するため水洗い清掃を行うこと。

(2) 民間除雪の機械の借上

気象状況により民間除雪機械の借上を行うものとする。

- ① 民間業者の所有する機械を借上げる場合は事前にその機械の整備状況を調査して支障がないものを選定し、又運転手については免許取得者であり、除雪の経験があるものを選定すること。
- ② 民間業者の所有する機械はすべて道路運送車輛法の車検登録を受けたものでなければ、借上てはならない。

7. 除雪車配車計画(市保有分直営用)

| | 車 種 | 仕 様 | 登録ナンバー | 購入年度 *1 |
|---|--------------|--------------------|---------------|---------------|
| 1 | 2 t ダンプ 4 WD | 除雪トラック 粒状融雪剤散布用 | 滋賀 800 さ 5679 | T-15. 10. 31 |
| 2 | 2 t ダンプ 4 WD | 排雪トラック 作業用機械 | 滋賀 800 す 7923 | T-R05. 05. 11 |
| 3 | 2 t ダンプ 4 WD | 除雪トラック 作業用機械 | 滋賀 800 す 4284 | T-27. 12. 28 |
| 4 | 2 t 積載式 4 WD | 液状融雪剤散布用 作業用機械 | 滋賀 800 さ 3752 | T-13. 11. 27 |
| 5 | 2 t ダンプ 4 WD | 除雪トラック 粒状融雪剤散布用 | 滋賀 11 た 7659 | T-09. 01. 21 |
| 6 | パトロール車 | | 滋賀 800 す 7670 | T-R04. 07. 4 |

* 1 S:補助 T:単独